



令和2年5月29日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

バスの客席に備えられる座席の取付け方法に関して、国際基準において試験方法が改正されたことを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、「大型車座席に係る協定規則(第80号)」等の改訂が採択され、自動車の衝突を想定した場合等において、走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験が禁止されること等の改正が行われました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

【大型車座席】

協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席(主に大型バスの客席)について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行う。

【その他】

上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布 : 5月29日(本日)

施行 : 公布の日

問い合わせ先

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)
FAX 03-5253-1636

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤
電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)
FAX 03-5253-1640



令和2年5月29日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

バスの客席に備えられる座席の取付け方法に関して、国際基準において試験方法が改正されたことを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、「大型車座席に係る協定規則(第80号)」等の改訂が採択され、自動車の衝突を想定した場合等において、走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験が禁止されること等の改正が行われました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

【大型車座席】

協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席(主に大型バスの客席)について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行う。

【その他】

上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布 : 5月29日(本日)

施行 : 公布の日

問い合わせ先

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)
FAX 03-5253-1636

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤
電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)
FAX 03-5253-1640



令和2年5月29日
自動車局技術政策課
自動車局審査・リコール課

バスの座席の取付け方法に関する基準を改正します

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

バスの客席に備えられる座席の取付け方法に関して、国際基準において試験方法が改正されたことを踏まえ、我が国でも関連告示等の改正を行いました。

自動車局では、自動車の安全基準等について、国際的な整合を図りつつ、安全性等を確保するため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において、「大型車座席に係る協定規則(第80号)」等の改訂が採択され、自動車の衝突を想定した場合等において、走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験が禁止されること等の改正が行われました。これらを踏まえ、我が国でも、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の改正を行いました。

1. 保安基準等の主な改正項目(別紙参照)

【大型車座席】

協定規則第80号に対応する自動車に備えられた座席(主に大型バスの客席)について、自動車の衝突を想定した場合等において、座席が走行方向に移動することを防止できるよう車両構造に確実に取り付けられていない場合には、乗員保護及び座席の取付け方法の試験について静的試験を禁止する等の改正を行う。

【その他】

上記のほか、所要の改正を行う。

2. 公布・施行

公布 : 5月29日(本日)

施行 : 公布の日

問い合わせ先

国土交通省自動車局 安全・環境基準課 : 東海、杉本
電話 03-5253-8111(内線 42532) 03-5253-8602(直通)
FAX 03-5253-1636

国土交通省自動車局 審査・リコール課: 佐藤
電話 03-5253-8111(内線 42323) 03-5253-8596(直通)
FAX 03-5253-1640